

日本国憲法第9条の改憲構想に関する意見書（案）

安倍首相は、日本国憲法（以下「憲法」という。）が施行70周年を迎えた本年5月、2020年までに、憲法第9条第1項及び第2項を残したまま、新たに第3項以降に自衛隊の存在を明記する明文改憲を実現するとの構想を発表した。また、安倍首相の指示を受け、自由民主党の憲法改正推進本部が年内の改憲原案づくりに向け、協議を始めた。

これは、内閣総理大臣に課せられた憲法の尊重擁護義務を投げ捨て、行政府が立法府に不当介入し、「三権分立」を否定するという憲法違反の発言である。オリンピック・パラリンピックの開催を改憲の口実にすることは異常なやり方であり、世論調査では、6割前後が憲法第9条改憲を望んでいないという結果も出ている。

自由民主党は、これまで一貫して、戦力の保持を禁止した憲法第9条第2項を削除し、国防軍の保持を明記することにより、海外での制約のない武力行使を公然と認める改憲草案を掲げてきた。

この草案では、各議院の総議員の3分の2以上による発議は難しく、まして国民投票で過半数の賛成を得ることは困難であると見込まれることから、単に、現在の自衛隊を憲法で認めるだけかのような改憲を行うとしたことが安倍首相の狙いである。

しかし、改憲により、国際的に最も先進的な平和主義の理念を定めた憲法第9条そのものを死文化させこととなり、日本の戦後史において誇るべき財産である戦争放棄の誓いを実質的に破り、国際的な信頼を失う結果となることは明白である。

よって、東京都議会は、国会及び政府に対し、自衛隊の存在を憲法第9条に追加して明文化するという改憲構想に反対し、改憲原案づくりを断念するよう強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

共

平成29年6月 日

東京都議会議長 川井 しげお

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣

} 宛て